

◎佐賀県条例第21号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例及び佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正)

第1条 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する<u>覚せい剤</u>及び同条第5項に規定する<u>覚せい剤原料</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する<u>覚醒剤</u>及び同条第5項に規定する<u>覚醒剤原料</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>

(佐賀県青少年健全育成条例の一部改正)

第2条 佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場所提供及び周旋の禁止)</p> <p>第23条 何人も、次の各号に掲げる行為が、青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 大麻、麻薬、あへん又は<u>覚せい剤</u>の使用</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(場所提供及び周旋の禁止)</p> <p>第23条 何人も、次の各号に掲げる行為が、青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 大麻、麻薬、あへん又は<u>覚醒剤</u>の使用</p> <p>(5)・(6) 略</p>

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条の規定（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。